

平成30年

大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

平成30年2月22日 開会

平成30年2月22日 閉会

大東四條畷消防組合議会

目 次

第1日（平成30年2月22日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	2
○本会議の会議事件	2
○開会	2
○日程第1	3
会議録署名議員の指名について	3
○日程第2	3
会期決定について	3
○日程第3	3
報告第1号上程	3
理事者説明	3
質疑	3
○日程第4	4
議案第1号上程	4
理事者説明	4
質疑	4
採決	4
○日程第5	5
議案第2号上程	5
理事者説明	5
質疑	6
採決	6
○日程第6	6
議案第3号上程	6
理事者説明	6
質疑	7
採決	10
○日程第7	10
議案第4号上程	10
理事者説明	10
質疑	11
採決	11
○日程第8	11
議案第5号上程	11
理事者説明	11
質疑	12
採決	12
○日程第9	12
議案第6号上程	12
理事者説明	12
質疑	14

	採決	18
○日程第10	一般質問	18
	天野議員	19
	瓜生議員	21
○閉会		25

平成30年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会（第1日）

平成30年2月22日（木）

○ 議 事 日 程

- | | | | |
|-----|----|-----|---|
| 第1 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | | 会期決定について |
| 第3 | 報告 | 第1号 | 交通事故に係る専決処分の報告について |
| 第4 | 議案 | 第1号 | 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第5 | 議案 | 第2号 | 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 第6 | 議案 | 第3号 | 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第7 | 議案 | 第4号 | 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第8 | 議案 | 第5号 | 平成29年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について |
| 第9 | 議案 | 第6号 | 平成30年度大東四條畷消防組合一般会計予算について |
| 第10 | | | 一般質問 |

- 本日の会議に付した事件 日程第1から第10まで

○議員定数9名 出席議員9名

1番 小南 市雄	4番 澤田 貞良	7番 瓜生 照代
2番 天野 一之	5番 大矢 克巳	8番 渡辺 裕
3番 水落 康一郎	6番 吉田 裕彦	9番 大東 真司

○説明者

管理者	東坂 浩一	大東消防署長	瀧田 昭彦
副管理者	東 修平	四條畷消防署長	新堂 裕治
会計管理者	山鬼 太	次長兼総務課長	西岡 栄治
消防長	奥村 義実	警防課長	河野 哲輝
消防次長	牧野 功	予防課長	横田 博

○職務のために出席した者

総務課長補佐 堤 悟士 警防課長補佐 村上 晃三 予防課長補佐 井藤 健

○事務局

大東消防署消防課長補佐 田形 耕一 総務課上席主査 古川 智広 総務課 野村 達也

○本会議の会議事件

- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について
- ・平成29年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について
- ・平成30年度大東四條畷消防組合一般会計予算について

【開会 13時35分】

（大東議長） これより、平成30年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

（東坂管理者） 議長

（大東議長） 東坂管理者

（東坂管理者） 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、平成30年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日もご提案申し上げます議案は、専決処分の報告1件、条例の一部改正4件、平成29年度一般会計補正予算1件、平成30年度一般会計予算1件の計7件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

（大東議長） 本日は、全員のご出席をいただいております。この際、申し上げ

げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(大東議長) これより議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号1番 小南議員、7番 瓜生議員を指名いたします。

【日程第2 会期決定について】

(大東議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 交通事故に係る専決処分の報告について】

(大東議長) 次に、日程第3 報告第1号「交通事故に係る専決処分の報告」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(瀧田大東消防署長) 議長

(大東議長) 瀧田大東消防署長

(瀧田大東消防署長) 報告第1号「交通事故に係る専決処分の報告」についてご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

平成29年6月3日大東市幸町2番内のガソリンスタンド敷地内において、前進中の本組合の車両と方向転換のため前進してきた相手方車両が接触し、フロントバンパーを損傷させたもので、これに対する損害を賠償したものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により平成29年11月17日に専決し、2万6,500円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

公用車の運行につきましては、日々の業務の中で職員への注意喚起を行っているところでございますが、今回の事態を厳正に受け止め、再びこのような事故を起こさないよう、安全運転の励行と再発防止の徹底に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(大東議長) これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、これをもって終了いたします。

【日程第4 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例について】

(大東議長) 次に、日程第4 議案第1号「大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、理事者の説明を求めます。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 議案第1号『大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)』につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の2ページ及び3ページをお開きください。また、別途配布しております議案説明資料1ページの概要もあわせてご覧ください。

本案は、職員の育児休業につきまして、『地方公務員の育児休業等に関する法律』が改正されたことに伴い、「大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例」の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、非常勤職員の育児休業は、これまで子が1歳6か月に達する日までとされていましたが、特に必要と認められる場合には、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができるよう改めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(大東議長) これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第5 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の
一部を改正する条例について】

(大東議長) 次に、日程第5 議案第2号「大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 議案第2号 『大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)』につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページから14ページをお開きください。また、議案説明資料2ページの概要もあわせてご覧ください。

本案は、昨年8月8日の人事院勧告等に基づきまして、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに鑑み、本組合の一般職の職員の給与及び非常勤職員の報酬等につきまして、「一般職の職員の給与に関する条例」のほか、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、主に4点ございます。

まず、1点目は、『官民較差等に基づく給与水準改定及び給与制度の改正』について、でございます。

平成29年4月1日に遡って、平均0.2%引き上げる給料表の改定を行うものでございます。

また、賞与につきましては、勤勉手当として、0.1か月相当分を引き上げ、年間で4.4か月分とする改定を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとし、平成29年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に2点目としましては、『昇給抑制の回復措置』の実施について、でございます。

これまで平成27年度から平成29年度までの3年度に限り実施している給与制度の「総合的見直し」により、平成27年1月1日の昇給を全職員1号給抑制したところでございますが、若年層を中心に、その抑制された昇給の回復を行うため、37歳未満の職員を対象に1号給上位の号給とするものでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日からとしております。

次に、3点目としましては、55歳を超える課長級以上の職員に対する給料等の1.5%減額支給措置を、平成30年3月31日をもって廃止することから、関係条例の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日からとしております。

最後に、4点目としましては、住居手当の算定基準及び勤勉手当基礎額につきまして、国家公務員と同様の手当額に改定を行うものでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日からとしております。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(大東議長) これより、本件に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 2番の天野です。1点だけ確認なんですけど、この議案というのは、12月の大東市議会でも大東市の一般職員に関する給与条例改正ということで出てきたと思いますが、基本的にはこの消防組合の職員さんにとっても処遇改善でこの人事院勧告に基づいて職員の待遇としては良くなるというふうに解釈してよろしいでしょうか。1点確認いたします。

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 良くなると思っていただいたら結構でございます。

(大東議長) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

**【日程第6 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例
の一部を改正する条例について】**

(大東議長) 次に、日程第6 議案第3号「大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について、理事者の説明を求めます。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 議案第3号『大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)』につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の15ページ及び16ページをお開きください。また、議案説明資料3ページの概要もあわせてご覧ください。

本案は、「国家公務員退職手当法」が改正されたことに伴い、『大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例』の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、官民均衡をはかるために設けられた調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げるものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(大東議長) これより、本件に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 2番天野です。この退職金の手当に関する条例の一部を改正するということにつきましては、12月の大東市議会でも同じ案件が出てきたというふうに私は記憶しております。その中で、私たちの立場といたしましては、これまで長年働いてこられた職員の方に対しては非常に不利益を被る、急に退職金が減額されるという状況の中で長年働かれて老後の生活もこれまで考えられてきた上での減額ということは、その退職後の生活生計など本当に保障できる内容かという点で非常に不安を与える内容だと思っております。大東市議会におきましては一般職員の方は労働組合というものがあまして、その中でいろんな意見が出されているというふうに解釈しておりますが、この大東四條畷消防組合におきまして労働組合はおそらく無いと思いますが、まずこの点があるかないかという点が1点とその後職員の間でのこの議案に対して職員の立場からどのように考えられているか、といったような機構、構図があるか。ここを確認いたします。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) ただいまの質問にお答えいたします。1番目の労働組合につきましては、消防組合にはございません。続きまして、機構につきましては消防制度の場合は消防職員制度というのがございます。しかしながら労働組合と交渉するということまでは至っていないのが実情でございます。

すみません、訂正させていただきます。消防職員委員会制度というのがございまして、職員の給与から被服、機械器具等の意見が提出されて審議する場がございます。実情でいいますと、労働組合と交渉するということまでは至っていないのが実情でございます。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 審議する委員会という中で、職員の方から今、事実上、今後働き続けて退職をむかえる方、そして近いうちに退職をむかえられる方について何か意見などは出ておりますでしょうか。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) ただいまの質問にお答えいたします。意見等は聞いておりません。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) それと、この内容では100分の87を100分の83.7に改めるということですから、これは人事院勧告に基づいて大東市議会にも出された一般職員の方の減額率と同じだと解釈いたしますが、その点が同じなのか1点ともうひとつ減額によりまして主に対象者、最大でいくらぐらいの減額になるか、もう一度確認の意味で教えてください。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 改正内容につきましては、大東市と同じでございます。金額につきましては、1人70万から80万ぐらいとなっております。

(大東議長) 暫時休憩いたします。

【13時52分 休憩】

【13時53分 再開】

(大東議長) 休憩前に引続き会議を始めます。他に質疑はございませんか。

(吉田議員) 議長

(大東議長) 吉田議員

(吉田議員) 議席6番の吉田でございます。一部条例の改正でございますけども、いろいろと天

野議員がお聞きになりました。その中で該当職員の数だけお聞かせ願いますでしょうか。よろしくお願いたします。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 該当職員は2名でございます。

(大東議長) 他に質疑はございませんか。

(澤田議員) 議長

(大東議長) 澤田議員

(澤田議員) 4番の澤田でございます。基本的には人勧に基づいて原則、それに倣っているところ、それについては一定の方向性は理解しているつもりです。そこで確認と受け止めていただいでよろしいんですけども、賞与、退職金も同じなんですけども、この給与に反映されているのか、それとも諸手当、勤勉手当だったりとか、そのものもすべて計算式の中に含まれているのか、ここの確認をお願いします。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 退職手当につきましては、給与のほか役職加算、勤続年数それと調整率等が含まれております。

(澤田議員) 議長

(大東議長) 澤田議員

(澤田議員) 官僚経験者の副管理者に聞きますけど、国の制度の人勧制度と今言っている様々含まれていることですね、国と違いはありますか。同じですか。

(東副管理者) 議長

(大東議長) 東副管理者

(東副管理者) ただいまの澤田議員のご質問にお答え申し上げます。働いていたものとして、私も実際、退職金をいただきましたので、そういった身からお答えするということになるのかなと思うんですけども。制度の微細な点まで現在記憶してございませんので、断言することは非常に難しいかなと思います。基本的には地方公務員は国家公務員の給与制度に準じられたものと認識しておりますので、現時点での私の認識では差異はないものと認識しておりますが、確認は必要かなと思います。以上です。

(澤田議員) 議長

(大東議長) 澤田議員

(澤田議員) それぞれの定例会議会で賛成している身でございますので、ここでとやかく言う気はないんですけど、国家公務員と地方公務員は差異がないという御答弁なんですけども、そのところは一度確認されるほうが良いのではないかなと。本来、一般質問でやろうかなと思ったんですけども、今監査ですのでやる必要性はないと感じたのですけども。方向性は賛成しております、ただそれぞれ国と地方との微妙な差異が計算式にあるのではないかと、というところでもありますから確認をさせていただいた次第です。以上です。

(大東議長) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。ご着席ください。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について】

(大東議長) 次に、日程第7 議案第4号「大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例」について、理事者の説明を求めます。

(横田課長) 議長

(大東議長) 横田課長

(横田課長) 議案第4号『大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例(案)』につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の17ページから19ページをお開きください。また、議案説明資料4ページの概要もあ

わせてご覧ください。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、「大東四條畷消防組合手数料条例」の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、消防法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における許認可事務の手数料につきまして、改正のあった同政令と同額に見直し、平成30年4月1日から施行するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

【日程第8 平成29年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について】

(大東議長) 次に、日程第8 議案第5号「平成29年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(牧野消防次長) 議長

(大東議長) 牧野消防次長

(牧野消防次長) 議案第5号 平成29年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の平成29年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算書1ページをお開きください。また、議案説明資料5ページの概要もあわせてご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2千866万2千円を減額し、総額19億843万2千円とするものでございます。

次に、第2条、債務負担行為は、4月1日の年度変わり時点から業務委託を実施していくにあつ

り、今年度内に契約を行う必要があることから債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、第3条、地方債の補正は、高規格救急自動車、消防ポンプ自動車及び田原分署改修工事等における契約価格が、入札の結果、当初予算計上額から減額となったことから、高規格救急自動車等における充当財源である地方債について減額となったものでございます。

起債の方法、利率、借入先、償還の方法などは変更ございません。

それでは、歳入歳出予算における補正額についてご説明いたします。

補正予算書の2ページをご覧ください。

歳入の補正につきましては、款1 分担金及び負担金 1千729万2千円の減額、款2 使用料及び手数料 47万8千円の減額、款4 府支出金 11万5千円の増額、款6 諸収入 182万3千円の減額、款7 組合債 2千390万円の減額としております。

次に3ページをご覧ください。

歳出につきましては、款3 消防費 2千866万2千円の減額としております。

以上が、平成29年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算(第1次)の提案理由でございます。

何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

【日程第9 平成30年度大東四條畷消防組合一般会計予算について】

(大東議長) 次に、日程第9 議案第6号「平成30年度大東四條畷消防組合一般会計予算」の件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 議案第6号 平成30年度大東四條畷消防組合一般会計予算案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本予算の編成につきましては、効率的、効果的な消防行政の運営を図り、最大限の住民サービス

を確保するという観点から編成をしております。

平成30年度当初予算につきましては、前年度予算と比べ、4千92万9千円、2.1%の減となっております。

平成30年度大東四條畷消防組合一般会計予算書の1ページをご覧ください。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、18億9千616万5千円としております。

次に、第2条、債務負担行為でございますが、4ページ、第2表をご覧ください。

この債務負担行為は、消防設備等維持管理費といたしまして、平成30年度末で更新をむかえる市内ネットワークや人事給与システムなどの各種システムを平成31年度から運用していくにあたり、平成30年度内に契約をおこなう必要があることから、6千800万2千円を限度額として債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、第3条、地方債でございますが、引き続き4ページ第3表をご覧ください。

消防力等整備事業といたしまして、限度額3千400万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

1ページにお戻り願います。

第4条、一時借入金につきましては、1億円を最高額とさせていただきます。

第5条は預金債権と地方債債務の相殺について規定しております。

それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げますので、8ページをご覧ください。

款1 分担金及び負担金 項1 負担金 目1 負担金は、18億1千702万2千円で、前年度と比べまして、2千761万9千円、1.5%の増となっております。

構成両市の負担金額につきましては、組合規約第14条第2項による按分比率から、大東市分1億8千179万1千円、四條畷市分6億3千523万1千円となっております。

次に10ページをご覧ください。上段の諸収入・雑入でございます。右ページの概要欄、1大東市・四條畷市派遣職員給与負担金等 2千113万円は、消防組合から両構成市に派遣しております職員の人件費相当分などでございます。

その下の、款7 組合債、項1 組合債、目1 消防債は、平成30年度に更新いたします高規格救急自動車等の購入費に充当する消防債3千400万円でございます。前年度に比べて、6千750万円、66.5%の大幅な減となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。16ページ、17ページをご覧ください。

まず、款3 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、右ページの概要欄、細目002 職員給与等管理費 15億4千907万円は、消防組合職員の人件費で、前年度に比べて、2千313万5千円、1.5%の増となっております。

次に19ページをご覧ください。

細目012 消防設備等維持管理費4千298万1千円は、高機能消防指令センターやデジタル無線の保守点検、人事給与、ネットワーク等システムの保守業務委託料及び消防用ホース等の資機材購入費が主なもので、前年度に比べ、472万6千円、9.9%の減となっております。

次に21ページをご覧ください。

細目017 消防力等整備事業3千926万3千円は、高規格救急自動車等の購入費用で、議案説明資料の7ページに写真を掲載しております。

引き続き21ページ一番下をご覧ください。

細目 019 一般事務費のうち、大東市・四條畷市派遣職員給与負担金 1 千 8 1 8 万円は、両構成市から消防組合へ派遣していただいている職員の給与相当分などでございます。

最後に 2 2 ページ、2 3 ページをご覧ください。

款 4 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、細目 003 の元金は 1 億 3 千 5 9 2 万 5 千円で、前年度に比べ、1 千 8 4 2 万 6 千円、1 5 . 7 % の増となっております。

この主な要因といたしましては、平成 2 6 年度から整備している設備及び車両等における元金償還に加えまして、平成 2 9 年度に整備した高規格救急自動車等における元金償還が始まることによるものでございます。

なお、当初予算の対前年比較などは、議案説明資料の 6 ページに記載のとおりでございます。

以上が、平成 3 0 年度大東四條畷消防組合一般会計予算案の提案理由でございます。

何卒、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(渡辺議員) 議長

(大東議長) 渡辺議員

(渡辺議員) 平成 3 0 年度大東四條畷消防組合一般会計予算について質問させていただきます。

予算書の 4 ページのところで、上段第 2 表債務負担行為があがっております。内容としましては消防整備等維持管理費(長期)期間が平成 3 0 年度から平成 3 5 年度となっており、限度額が約 6 千 8 0 0 万と書かれています。これに対して事前に内容を聞いたところ、どういう物かということを探ったところ、市内ネットワークシステム等の更新に関するものだというお答えをいただきました。契約形態としてはリースによる長期契約と聞いておりますが、このリース契約や他の契約関係等を検討するにあたって、具体的にどのように検討したのかを教えてくださいたいのが 1 点目。

2 点目として検討した際のメンバーはどのようなメンバーで検討したのか、が 2 点目。

3 点目はリース契約の利率はどれくらいになっているのか、以上 3 点についてお尋ねいたします。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) ただいまの質問にお答えいたします。

システム整備につきましては、広域化当初は特別交付税措置による財政支援を受けたことで単年度の構築が可能でしたが、今後は国府の支出金や地方債等の特定財源を充てることが出来ませんので、すべて一般財源で補うこととなります。一般財源の増加は実質的な消防費を増加させ、そのまま構成市の負担金に跳ね返るものですので、単年度における過大な負担増を避けまして経費の利用期間で平準化できるリース契約での更新を検討してまいりました。加えまして業者選定をプロポーザル方式などを検討することで更新後の保守費用、回線使用料や通信料といった一切の費用を含め

た費用比較が可能となり、イニシャルコストやランニングコストの両方で費用の軽減が見込まれると考えております。

続きまして2つ目でございます。検討したメンバーでございますが、これを検討するにあたりましてPTを立ち上げて検討しております。PTのメンバーは私を責任者としまして総務課の課長補佐、それと警防課の課長補佐、それと予防課の課長補佐、この4名で検討してまいりました。

リースの利率につきましては約2.5%としております。以上でございます。

(渡辺議員) 議長

(大東議長) 渡辺議員

(渡辺議員) ありがとうございます。順番逆になるんですけども、リース契約の利率が2.5%ということで非常に高いなという印象として思いました。というのも平成26年度以降の消防組合の起債の利率を見ますと6点ほどありまして、起債の利率が0.23%、0.15%、0.1%が3つ、0.01%が1つということで、これに関しては起債が出来ないということでしたかたがないんですけども、このリース利率と借入利率の違い2.4%以上の差が出ておりますのでもし今後、起債で対応可能なものに関しましてはぜひ検討したうえでどちらが有利かという判断はしていただきたいと思っております。

次に2点目ですけども、システム関係の契約ですので慎重にしていきたいという想いがあります。というのも私はシステムのこと全然分からないので、これに関していくらかかると言われて業者に言いなりになってしまう可能性が高いと思っておりますし、契約に関しても四條畷においてもいろんな契約形態がありますので、どのような形態をとるのかによって構成市市民負担が大きく違ってくるだろうなと思っているのが私の実感です。

そのメンバーを聞いたところ西岡次長を筆頭に井藤予防課長補佐、村上警防課長補佐、堤総務課長補佐ということでシステムに強い方及び契約関係に強い方でそれぞれ配置されていると思いますので、非常に心強いなと思うのと同時に、更に今までの知識だけでなく、おそらく時代とともにシステムも契約形態も変わってくるなと思っておりますので、更に進化しながら検討していただきたいなと思っております。

そこで先ほどの答弁の中で、業者選定をプロポーザル方式を用いるということが述べられたと思っております。現在想定しているプロポーザル方式がどのようなものを検討しているのか、が1点目。おそらくプロポーザル方式ですので、価格面システム面プレゼン等々の配点というものが、おそらく出てくるかなと思っておりますので、その配点をどれくらいの割合で想定されているのかを知りたいのが2点目。

そして平成28年度で実際に消防組合になってからプロポーザル方式を採用している事例があるということですので、何に対する契約だったのか及びその時の配点がどのようになっていたのか。以上3点について教えてください。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 現在のところプロポーザル方式につきましては、すべての入札も含めてどのようなものがシステムの構築に有効であるかということを検討中でございます。従いまして配点につきましても、現在検討段階でございます。

続きまして2点目の実績でございます。実績につきまして28年度新公会計システムの導入にあたりましてプロポーザル契約をしております。その配点の中身でございますが、まず法人が6点、責任者が4点、企画提案が70点、システムが10点、コストが10点となっております。

(渡辺議員) 議長

(大東議長) 渡辺議員

(渡辺議員) ありがとうございます。今回の契約に関しましては、先ほどチラッと述べられていたかもしれませんが、3つシステムが予定されているものだと思います。1点目の庁内ネットワーク関係がリース契約でおそらく4千824万円ほど想定されているということです。2つ目の人事給与システムがリース契約5年であれば914万円ほど。財務関係システムがリース契約5年であれば550万円ほどとなっております。

特にわれわれ議会で議論するうえで額が大きいものが非常に重要になってくるのかなと思っておりますので、庁内ネットワークシステムグループウェア等について深く掘り下げさせていただきたいなと思います。これの内容を聞いたところ4千800万円のうち1千万円くらいがパソコン関係ということで、何回も一問一答形式が出来ませんので私の方から、パソコンが75台、プリンターが6台で合計1千万円、単価にしますと12万円ですので、これ自体にしたら高くないのかなと思います。全体の4千824万円から1千万円を引きますと3千800万円くらいのもので、庁内グループシステムにかかる予算ということで想定されているふうに認識しています。そこで庁内ネットワークシステムという名前がどういうものなのかと調べてみますと、四條畷であれば会議とか公用車の予約とか、職員全体にする業務内容の通知とかスケジュール管理等、これは四條畷においても消防組合においても同じものだと思います。つまりパソコン、プリンターを除いた3千800万円に関しましては、四條畷の予算でわれわれが審議したものとおそらく一緒の内容かなと思います。消防組合の今回の予算がパソコンを除くと3千800万円でしたので、四條畷どうやったかなと、平成25年6月にグループウェアシステムについて私が質問したときの数字を見てみました。すると消防組合が3千800万円強だったのに対し、四條畷におきましては庁内グループウェアシステムの価格が1千310万円ほどなんですね。内容が同じものに対して3千800万円と1千300万円であれば2千500万円もの大きな開きがありますので、まず予算を作るうえにおいてこの数字が妥当だったのかというのが不安材料としてありますし、実際契約に進んでいく上で本当に3千800万円くらいの数字を基準点にしているのか、という思いがあります。ですから、まだ債務負担行為ですので現段階において契約には至っておりませんので、実際に契約する上においては、まずこの四條畷の契約価格、大東市においては人口規模が違うので価格が違ってくると思いますけれども、大東市においてどれくらいの価格で契約しているのかというのをしっかり見ていただいた上

で、堤総務課長補佐を中心に検討していただきたいのが質問項目の大きな1点目です。

次に契約関係について言及させていただきたいと思います。今回のグループウェアシステムに関しては、配点等が決まってないというお答えでした。じゃあ実際に平成28年度で新公会計システムを契約した際の配点を聞いてみますと、先ほどお答えいただきました全体100点のうち法人の専門性が6点、責任者の資格経歴が4点、企画提案の良し悪しが70点、システムが10点、コストが10点という配点になっています。つまり全体100点のうち10点、10%が契約にコンペする際に占めるコストの割合が10%になるのかなと思います。先ほどの続きですけれども、四條畷が平成25年にグループウェアシステムを契約する際に、どのような配点をおこなっていたのかを改めて見てみました。契約金額は1千300万円、リース契約の期間は5年間、今回の消防と同じだと思います。配点がどうなっていたのかといいますと、全点点数が1000点に対し、プレゼンテーションが400点、システム関連が480点、価格が120点ですので、全体の12%がコスト面に配点されておりました。落札されたのが1千300万円でしたが、選考されなかった業者がいくらだったかといいますと、1千550万円と価格を提示しておりました。実際の価格差が239万円でした。価格の点数は選考された業者が120点つけられて、選考されなかった業者が約101点、ですから点数の差でいいますと18.6点です。価格点において低い価格をつけた業者が選考されたという意味では、理解はできますけれども、差額239万円という契約価格1千300万円のうち18.2%もの比重を占めるのに対し、点数の差が18.6点で合計1000点ですので価格の契約に及ぼす比重が1.86%にしかかっていないという非常に問題点がここにはあるのかなと思いました。同様にそのときに四條畷においては住民情報システムというものを契約しております。これの契約価格が2億6千500万円です。選考されなかった業者の見積価格を見ますと14億5千300万円です。価格差でいいますと12億円ありますので、入札方式によってはこの比重を間違ってしまうと12億円以上の市民負担が生じていたであろうということです。実際この契約に関しましては今言いましたとおり安い方の契約が成されておりますので、実際には市民負担が生じなかった例ではありますけれども、改めて見てみますと非常に問題点のある契約だったのかなという思いがあります。

最後に紹介させていただきたいのが、システム関係ではないんですけども、同様にそのとき契約された学校給食センターの調理業務の契約というものがありません。これは契約価格が5億4千900万円と期間が5年です。配点が全体200点に対し、価格点が30点、従業員体制が15点、業務実績が20点、損害費が5点、準備態勢が24点等々になっているんですけども、これは非常に問題があった契約だと僕自身は認識してまして、選考された業者が5億4千900万円に対し、選考されなかった業者の見積価格が3千900万円です。つまり差額でいうと1億5千万円安い価格を提示していた業者が負けてしまったという例です。何をいいたいかと言いますと、なぜこのような現象が起こるかと言いますと価格点の占める割合が15%で実際に選考された業者は15点のうち2.2点、選考されなかった業者は安いので30点とっておりまして、ここで約17点以上の差が生じているが、価格点の比重があまりにも低いためにこの差額である1億5千万円が吹っ飛んでしまって他の面で選ばれてしまったということに大きな問題点があります。学校給食センターの調理業務だから安さだけじゃないでしょと最初の答弁でもらった記憶があるんですけども、これもよくよく調べてみますと調理ではありますけれども、調理師は別に採用しておりますし、材料は別に買を入れております。しかも調理道具に関しましても別に支給されておりますので、要はこの調

理というのは、その時間に働きにくる人のほぼ人件費ということですので、そういうものに対し価格点をここまで低くして他のところに過大に配点を大きくするというのはどうなのかな、という質問をさせていただきました。今回調理業務とシステムという大きな違いがありますけども価格点の比重を一定しっかりと考えた上で配点しておかなければ大きな価格差があるにも関わらず、低い方が契約をとる可能性が非常に強いかなと思いますし、実際四條畷の事例においてもシステム面においても生じる可能性がありました。ですので、ここら辺に関して今後、PTメンバーで審議していく上でどのようにしていくのか、もしくは今回の議会でのやり取りをどのように反映させていただけるのかを最後に質問して私の質問を終わります。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) ただいまの質問にお答えいたします。

ただいまの議員の提案も踏まえまして、今後PTの中で議論をしていき、入札方法も踏まえまして費用対効果がもっともだせるような工夫を今後してまいりたいと考えております。以上でございます。

(大東議長) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

ご着席ください。起立全員でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

【日程第10 一般質問】

(大東議長) 次に、日程第10 一般質問を行います。

一般質問については、2名から通告がございました。通告を受理した順により、質問を許可いたします。なお一般質問は会議規則第48条の規定により議長において各議員の発言時間を除き10分間といたします。

それでは、2番 天野議員どうぞ。

(天野議員) では議長よりご指名いただきました、2番 天野一之でございます。ただいまより一般質問を行います。

今日は当消防組合の管内における救急出場状況と#7119の救急安心センターおおさかの利用及び状況について質問いたします。

近年、救急車の要請における119番通報が全国的にも増加し、救急車出場件数増加の一途であることが問題になっているかと思えます。少し遡りますけども、平成27年に公表された総務省報道資料平成26年の救急出動件数などの速報などにおいても過去最高の救急出動要請の件数に達したと報告されています。緊急度の低い症状で出動要請される救急車の件数が増え、本来救急車を必要としない軽症患者に救急車や救急隊が駆り出されるために、緊急性を要する患者の対応が遅れることが懸念されると考えられます。このことから大阪府におきましても、救急相談センター#7119が開設され、専門救急相談員や看護師などが対応、アドバイスを行って緊急とみられる場合は救急車出動要請を、また緊急性が低い場合でも病院受診の必要性や受診可能な医療機関の案内をする仕組みになっているかと思えます。当消防組合のホームページでもこの件については紹介されていると認識しております。そこで大東四條畷消防組合におきまして、まず2点お伺いいたします。

1点目は平成29年度中の救急出動件数とその特徴についてお伺いいたします。2点目は#7119の救急安心センターおおさかの利用状況について、2点お伺いいたします。お願いいたします。

(河野警防課長) 議長

(大東議長) 河野警防課長

(河野警防課長) まず1点目、平成29年中の救急出動件数でございますが、9946件で年々増加傾向にございます。特徴といたしましては、1つは65歳以上の高齢者が約56%を占めていること。2つ目としまして、軽症の割合が約60%を占めていることが挙げられます。なお、この特徴につきましては全国及び大阪府内の統計も同様の傾向となっており、人口が減少しているにもかかわらず高齢化が進んでいるといったことが影響しているものと考えております。

次に2点目の救急安心センターおおさかの利用状況でございますが、平成29年度中における両構成市市民からの病院案内や医療相談等の利用件数は、3533件でありわずかではありますが毎年微増している状況となっております。当該センターでは多くの市民の方が不安に思っている救急車を呼んだほうが良いのか、や自宅等で様子を見た方が良いのかなどに対して、看護師などが直接対応していただけますし、相談の結果、救急搬送が必要であると判断された場合には、電話をかけなおすことなく救急車を出動させることも出来る市民にとって必要不可欠な相談内容となっておりますので、今後更なるPRを行ってまいります。以上です。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) はい、ありがとうございます。1点再質問させていただきます。現状を聞かせていただいて、救急出動件数、高齢化がやはり進むことに伴って更に増加するということが見込まれるというふうに考えられます。救急車の適正利用や救急安心センターおおさかの利用啓発がなおさら重要になってくるというふうにも考えております。しかし反面、救急要請を躊躇して手遅れになることは避けなければならないというふうにも考えます。特に高齢者にとっては、救急安心センターおおさかの周知やあるいはその実際の利用方法など本当に使いやすいものになっているか、という点が考えられます。さらなる取組みが必要ではないか、利用しやすい、しっかり利用してもらう取組みが必要ではないかとも考えております。例といたしまして、介護現場からの事例としてホームヘルパーさんとかの声を聞いたことがあるのですが、利用者さん宅に行くと、体調不良を訴えられて救急要請または通院の問い合わせの有無を確認すると、ヘルパーが来てから対処しようと思っていた、という声を何件か聞いたことがございます。この間の時間がやはり数時間以上経っていることもあります。必ずしもこの事例が命を落とすような緊迫した事態になっているかどうかについては不明な点もありますけども、救急車を呼ぼうとしている高齢者の方の当事者からみると救急車を呼んでもいいのか判断しづらい、そしてかかりつけの医療機関に連絡したほうが良いか、とやはり迷うという気持ちが働いているかとも考えております。その結果、ヘルパーさんの指示待ちというか、状況を見てから呼ぼうか、どうしようか、という判断、実情があるというふうに考えております。この点から救急要請を躊躇し、手遅れになることは避けなければならないことを十分踏まえた上で対応策などについて、今、消防組合の方ではどのように考えられているか、お伺いいたします。

(河野警防課長) 議長

(大東議長) 河野警防課長

(河野警防課長) ただいまご質問いただきましたとおり、消防組合といたしましても救急車の適正利用と、救急車要請の躊躇につきましては表裏一体であると考えております。このことから、消防組合ではホームページや各種の講習等、あらゆる機会を通じて119番要請の判断等について案内を実施しているところでございます。救急安心センターおおさかにおきましても、これまでも実施している医師会の協力を得て、各医療機関に広報ポスターを掲示いただいている等、利用啓発に加え、さらにより多くの市民の方に利用していただけるよう、広報活動を展開してまいります。また、今後は怪我や病気を未然に防ぐ、予防救急、この啓発も重要であると考えております。これにつきましてもホームページや各種講習及び訓練また高齢者施設等に対しても案内を実施しながら、増加する救急需要への対応を行っていきたいと考えております。以上です。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 1つだけ。予防救急という言葉が出てきたんですけども、予防救急は今どのような形でされている内容なのか、具体的なことありましたら教えてください。

(河野警防課長) 議長

(大東議長) 河野警防課長

(河野警防課長) 予防救急につきましては、例えば、かかりつけのお医者さまに必ずかかっていたりして検診をしていただくであるとか、よく高齢の方に多うございます一般負傷、例えば自宅で転倒、それを未然に防ぐためにバリアフリーにするであるとか手すりを設けるであるとか、そういうような未然に防げる場所をしっかりと自宅でも施設でも事業所でも行いましょう、という内容を現在はホームページを使って案内しながら、そして各種講習の中でも市民の方々に案内しているところでございます。以上です。

(天野議員) 議長

(大東議長) 天野議員

(天野議員) 最後に主張といたしまして、1つはやはり高齢者の方に今よりも、また高齢者ご自身に対してもそうですし、周りの方たちにも、適正な救急要請、こういう安心の救急安心センターおおさかの周知、利用しやすさについてもしっかりと伝えていただくということが1点と、もう1つは予防救急も市民の皆さんにも伝えて、また参加もしてもらって事前に防ぐようにするというこういった取り組みというのをおさら充実させていただきたいことを主張いたします。私の質問を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

(大東議長) 天野議員の質問が終了いたしました。

それでは次に、7番 瓜生議員どうぞ。

(瓜生議員) 議席7番 瓜生照代でございます。今日は聴覚障がい者等への対応についてお伺いいたしますのでどうぞよろしくお伺いいたします。

昨年、平成28年4月に障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障がい者差別解消法が施行されました。この法律には行政機関や事業者による不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が定められています。合理的配慮とは、具体例としては車椅子利用者のための簡易スロープの設置、聴覚障がいのある方に渡す書類の資料の読み上げ、聴覚障がいのある方への手話や筆談による対応等がありまして、四條畷市におきましても新策定の対応要領に基づいて障がい者お一人お一人の特徴に応じた差別の解消を進めていただいているところであります。そこで今日は、救急現場においての音声による意思疎通が困難な聴覚障がい者や、言語機能障がい者への対応について、何点かお伺いしたいと思います。

まず今どのように、対応されているのかお伺いいたします。

(河野警防課長) 議長

(大東議長) 河野警防課長

(河野警防課長) 聴覚障がい者や、言語機能障がい者への対応について、まず119番通報時では現在ファックス119とメール119で対応しております。メール119につきましては、利用するにあたって事前の登録が必要になることから、両構成市の障がい福祉部局と連携を図りながら運用しております。

次に救急現場における対応では、コミュニケーションボードを活用して意思の疎通を図っております。参考といたしまして、一部抜粋したものを配布させていただいておりますのでご覧ください。ボードには症状や痛みの部位等をイラストで表現しており、救急隊は傷病者と指差しを行いながら意思の疎通を図っております。また最近では外国人からの救急要請もあることから英語、中国語、韓国語バージョンもあわせて全救急車に積載し活用しているところでございます。以上です。

(瓜生議員) 議長

(大東議長) 瓜生議員

(瓜生議員) いろいろ取り組んでくださっていることに感謝いたします。ファックスとメールそれぞれの登録者数、利用件数をお伺いいたします。

(河野警防課長) 議長

(大東議長) 河野警防課長

(河野警防課長) ファックス119につきましては、登録の必要無く利用していただけることができ、過去4年間の利用件数は3件となっております。次にメール119の登録者数について、現在42名が登録されておまして、大東市が22名、四條畷市が20名となっており、同じく4年間の利用件数は9件となっております。以上です。

(瓜生議員) 議長

(大東議長) 瓜生議員

(瓜生議員) 私がかねてから取り組んでおります課題の1つに、災害時における聴覚障がい者への情報バリアフリー、これがあります。当事者の方々とお話をする機会が多々ありますけども、先日もご関係の皆様と他府県にわたる広域の研修会に参加いたしました。その中でファックス通報で

は近くでファックスがあるところではしか利用できない、またメールでは自分がどこから通報しているのかを伝えるのに繰り返しのやりとりが必要であって慣れない外出先からの場合ですと自分でもどこに居るのか分からないのでパニックになる、などの困難点をおっしゃる方がいらっしゃいました。その折に参加者の複数の当事者の方々からそれらの課題をクリアしている手段としてネット119またウェブ119の紹介がございました。お住まいの自治体で導入されているので自分は既に登録している、とのことであります。このネット119は携帯電話またスマートフォンのインターネット接続機能を利用して簡単な操作で救急なのか、火災なのか、その他なのかを選択して通報することが出来る。また携帯端末のGPS機能を利用して位置情報を伝えることが出来ますので通報場所の特定が迅速に出来るなどの特徴があります。総務省消防庁の調査によりましたら平成27年12月現在で全国749消防本部の内、導入は140、2割弱でありますけれども私たちがおりますここ大阪東部ブロック、ここでは6本部中4本部7割弱が導入していると伺っております。本消防本部への導入へのご見解をお伺いいたします。

(河野警防課長) 議長

(大東議長) 河野警防課長

(河野警防課長) ネット119につきまして消防本部では平成26年度に整備いたしました高機能消防指令センターにあわせて導入の検討を行いました。ネット119の特徴としましては議員お示しのとおり、GPS機能により場所が特定されることにあります。しかしながら実際には、まだ精度が低く、詳細な場所を特定するには通報者のやり取りが必要となります。結果、メール119と大きな差が無く、かつ導入費用及びランニングコストが高額なことから導入を見送った経緯がございました。しかしこの状況は現在も大きく変わっていないんですけれども導入されている消防本部から情報を入手するなど、その効果について調査研究を継続しまして聴覚障がい者を含めた市民の安心安全に努めてまいります。以上です。

(瓜生議員) 議長

(大東議長) 瓜生議員

(瓜生議員) 26年の時に導入を見送られた。非常に残念でありますけれども、こういった技術というのは日々進歩しているものだと認識しておりますので、ぜひいろんなご検討を重ねていただいて導入に至ればと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。そこで導入までの間ですけれどもファックス、メール通報があることを周知を努めていただきたいと思います。メール通報の利用でありますけれども、これは大東市四條畷市に居住又は通勤通学している方そして聴覚又は音声・言語機能身体障がい者手帳を持っていること、こういう方々が対象ですけれども、四條畷市だけでも聴覚平衡機能障がい者手帳で215人おられます。言語・音声・そしゃく機能障がい者手帳で40人おられます。大東市の手帳所持の方々の数は存じませんが、またそれとともに管内に通勤通学の方となるとかなりの人数の方がおられるのではないかと、思っております。その内の42

名が登録されているということですので周知に努めていただきたいと思います。ちなみに四條畷市のほうで窓口であります障がい福祉のほうに聞いてまいりました。登録の申し込み用紙は窓口に置いてくださっているようであります。また手帳を交付する時に一通りの説明の中でメール119の事もお話している、ということでもあります。ただ障がい者団体への案内はメール119が実施されたときにしかしておりません、とおっしゃられていました。大東市さんもおそらく窓口において周知に努めてくださっていると思いますけども、42名という数を見ますとやはりご存じない方が多いのではないかと、そのように思っております。そこで手作りでも構いませんのでこのチラシなどを作成するなどして周知に努めていただければ非常にありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また次に、救急消防隊員への手話研修についてお伺いしたいと思います。大東市さんではすでに制定されておりまして、四條畷市におきましては2019年制定の予定でございますけども手話言語条例があります。手話これまさしく言語でありますので習得するのに時間がかかります。使わないとすぐに忘れます。ですので、先ほど机上に配布されてくださっていますコミュニケーションボードは非常に現場ならではの工夫が凝らされていますので、非常に有効な手段だとは思っております。ですが、先日四條畷市内である市民が聴覚障がいをお持ちでなかった方ですけども、急な体調不良によって救急要請した場に居合わせたことがあります。駆けつけた救急隊員の方がテキパキとした中にも労わりに満ちた問いかけをしてくださいました。その問いかけを受けるうちにその市民の方が安堵していくのが伝わってきました。ですので、どうしましたか、大丈夫ですか、こういった簡単な手話だけでも構いませんので最初にこれを使っていたいただければ市民としてはありがたいと思うのですが、ご見解をお伺いいたします。

(河野警防課長) 議長

(大東議長) 河野警防課長

(河野警防課長) 手話研修につきましては過去に実施していたこともありまして、ベテラン職員の中には手話を使用すること、出来る職員も居てるんですけども、緊迫した救急事案におきまして短時間で的確な意思疎通が図れる高い技術を維持することは困難であることから現在は先ほどのコミュニケーションボードに頼っているのが現状でございます。しかしながらご質問にもありましたように、接触時の手話による簡単な声かけにより傷病者に安心感を持っていただけること、これは救急活動を行ううえでとても重要であると考えておりますので今後は職員教養の一環として簡単な手話が行えるよう研修実施にむけて検討してまいります。なお、搬送を行った医療機関医師とのコミュニケーションに手話が必要となる場合には、両構成市の障がい福祉部局の協力を得まして手話通訳者を医療機関に派遣していただける体制は整えております。以上でございます。

(瓜生議員) 議長

(大東議長) 瓜生議員

(瓜生議員) ありがとうございます。救急現場は常に緊張を強いられる過酷な現場であると、そのようには思っております。その中で業務に携わってくださる皆様方に感謝を申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

(大東議長) 瓜生議員の質問が終了しました。

以上をもって一般質問を終了いたします。

これをもって、本定例会に付議されました案件は、すべて終わりました。

閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(大東議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議をいただいたうえ、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中に頂戴いたしました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意を賜り、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(大東議長) 本定例会の全日程は、滞りなく終わりました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもって、平成30年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご起立下さい。

「礼」「ありがとうございました。」

【閉会 14時55分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大東 真司

1 番議員 小南 市雄

7 番議員 瓜生 照代